

# 雇用調整助成金の拡充等

## 現状

○ 昨年来、厳しい経済雇用情勢に対応するため、雇用調整助成金については、支給要件の緩和や助成率の引上げ等の見直しを行ってきたところであるが、雇用情勢の急速な悪化を受け、雇用調整助成金の利用が急増しつつある。

※ 雇用調整助成金の支給に関する休業届出の提出状況

平成20年3月（提出事業所数:77 対象者数:1,210） → 平成21年3月（提出事業所数:48,226 対象者数:2,379,069）

## 施策の概要

深刻の度を増す雇用失業情勢の下での緊急対応措置として、現在の雇用調整助成金の枠組を拡充する。

### (1)労働者の解雇等を行わない場合に、助成率を上乗せ。

	[通常の助成率]		[上乗せ後]
雇用調整助成金	2/3	→	3/4
中小企業緊急雇用安定助成金	4/5	→	9/10

### (2)残業を大幅に削減し、労働者の解雇等を行わない場合に、非正規労働者1人当たり一定額を助成。

(支給額の例)	[有期契約労働者]	[派遣労働者]
中小企業事業主	年30万円	年45万円
中小企業事業主以外の事業主	年20万円	年30万円

### (3)大企業に対する教育訓練給付費の引上げ 1,200円 → 4,000円

### (4)1年間の支給限度日数(200日)の撤廃 等